明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、古物営業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

（改正法附則第三条第二項の規定による許可証の交付の申請）

第二条　改正法附則第三条第二項の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に許可証の交付の申請をしようとする者は、その主たる営業所（営業所のない者にあっては、住所又は居所をいう。以下同じ。）又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式第一号の新許可証交付申請書を提出しなければならない。

2　改正法附則第三条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、別記様式第二号の旧許可証一覧表とする。

（旧法の規定による行為に関する経過措置）

第三条　改正法による改正前の古物営業法（以下「旧法」という。）第二十四条の規定により公安委員会がした許可の取消し（二以上の公安委員会の管轄区域内に営業所又は古物市場を有する古物商又は古物市場主に対し、旧法第二十四条の規定により当該公安委員会のうち一部の公安委員会がした許可の取消しを除く。）は、法第二十四条第一項の規定により公安委員会がした許可の取消しとみなす。

2　前項に掲げるもののほか、旧法の規定により公安委員会がした営業の停止その他の処分（旧法第二十四条の規定による許可の取消しを除く。）は、それぞれ法の相当規定により公安委員会がした営業の停止その他の処分とみなす。

3　旧法の規定によりされている許可の申請その他の行為であって、次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げる方の規定によりされている許可の申請その他の行為とみなす。

旧法第三条第一項の規定による許可の申請	新法第三条の規定による許可の申請（当該申請をした者が改正法の施行の際現に公安委員会から旧法第三条第一項の規定による許可を受けている場合にあっては、法第七条第一項の規定による届出書の提出）
旧法第三条第二項の規定による許可の申請	新法第三条の規定による許可の申請（当該申請をした者が改正法の施行の際現に公安委員会から旧法第三条第二項の規定による許可を受けている場合にあっては、法第七条第一項の規定による届出書の提出）

4　前項の規定により旧法第三条第一項又は第二項の規定による許可の申請が新法第三条の規定による許可の申請とみなされる場合、当該許可の申請を行った者は、改正法の施行後遅滞なく、その主たる営業所又は古物市場の所在地を管轄する公安委員会に、主たる営業所又は古物市場の名称及び所在地を届け出なければならない。

5　前項の規定により公安委員会に届出をする場合においては、その主たる営業所又は古物市場の所在地の所轄警察署長を経由して、別記様式第三号の主たる営業所等届出書を提出するものとする。

別記様式第１号（附則第２条関係）

新許可証交付申請書

古物営業法の一部を改正する法律（平成30年法律第21号）附則第３条第２項の規定により許可証の交付を申請します。

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所　㊞

許可の種類	1.古物商　2.古物市場主
氏名又は名称（ふりがな）	
法人等の種別	1.株式会社　2.有限会社　3.合名会社　4.合資会社　5.その他法人　6.個人
生年月日	年　月　日
住所又は居所	電話（　　）　－　番
行商をしようとする者であるかどうかの別	1.する　2.しない
主として取り扱おうとする古物の区分	01 美術品類　02 衣　類　03 靴・合成皮革製品類　04 自動車　05 自動車用品類 06 自転車類　07 写真機類　08 事務機器類　09 時計・宝飾品類　10 道　具　類 11 皮革・ゴム製品類　12 書　籍　13 金券類　（ふりがなは、ローマ字で記載すること。）
代表者 氏名（ふりがな）	
代表者 生年月日	年　月　日
代表者 住所	電話（　　）　－　番

記載要領

1　数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

2　所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。